

身体障害者・精神障害者・知的障害者 の方に対する自動車税・自動車 取得税の減免について

(平成29年4月1日現在)

身体等に障害があるため歩行することが困難である方々にとって、自動車は日常生活上重要な生活手段となっています。

そこで県では、**一定の要件**のもとで、その利用する自動車の自動車税・自動車取得税を減免することとしています。その制度のあらましをまとめました。

お知らせ

平成28年4月1日から、身体に障害のある方のうち、同一の障害区分（下肢不自由など）において複数の障害を有する方に対する減免の判定方法を次のとおり見直し、減免の対象範囲を拡大しています。

【見直しの内容】

障害の状況		変更前	変更後
同一 障害 区分	障害が1つだけの場合	個別の障害の 等級で判定	変更前のおり
	複数の障害を有する場合		同一障害区分の 合計の等級で判定

※ 減免の対象となる障害等級自体に変更はありません（本文の「2.減免の対象となる障害の範囲」をご参照ください。）。

※ 既に自動車をお持ちの方で、制度改正により新たに減免対象となられる方については、**平成29年度は4月3日（月）から5月26日（金）までの間**に申請をしていただければ、平成29年度の自動車税から減免になります。

1. 減免の対象となる自動車の登録・用途等

対象者	自動車の所有名義	運転者	用途
身体障害者	18歳以上	(本人運転) 障害者本人	限定なし
	18歳未満	(家族等運転) 同一生計の家族 又は 常時介護者	次の1又は2のいずれか 1 身体障害者等の通院、通学、通所、通勤、生業又は一時帰省のために、週1回(又は月4回)以上かつ、3ヶ月以上継続して使用すること 2 身体障害者等の日常生活(買物、交流活動等)のために、週1回程度使用すること
精神障害者 知的障害者	障害者本人 又は 同一生計の家族		

【注意】・割賦販売で所有権を留保する場合(所有者が自動車販売会社等)は、お問い合わせください。
 ・「家族等運転」の用途は、身体障害者等の同一生計の家族又は常時介護者が、身体障害者等と同乗して運転する場合を指します。
 ・「常時介護者」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳及び障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳)のうち、いずれかの交付を受けている者のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者に限ります。
 ・減免台数は1人1台に限ります。なお、事業用は減免対象になりません。
 ・同一年度内の申請は1回に限ります(但し、継続申請した自動車を買替える場合を除きます。)

身体障害者の方が18歳以上であるときは、本人が運転する場合はもちろん、本人以外の方が運転する場合にも、上記のとおり自動車の所有名義を身体障害者本人(所有権留保の場合は使用者名義が身体障害者本人)にしておかなければ、**税の減免措置を受けられません**ので注意してください。

なお、身体障害者等のために車いす移動車等に構造が変更されている自動車の減免については、香川県県税事務所にお問い合わせください。

2. 減免の対象となる障害の範囲

(1) 身体障害者

障害の区分	障害の級別			
	身体障害者が所有する自動車を当該身体障害者が自ら運転する場合 身体障害者手帳		身体障害者のために生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合 身体障害者手帳	
視覚障害	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害	2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症	2級及び3級	特別項症から第4項症までの各項症
平衡機能障害	3級	特別項症から第4項症までの各項症	3級	特別項症から第4項症までの各項症
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)	特別項症から第2項症までの各項症(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		
上肢不自由	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由	1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症
体幹不自由	1級から3級までの各級及び5級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各款症	1級から3級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級	1級及び2級	
	移動機能	1級から6級までの各級	1級から3級までの各級	
心臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
呼吸器機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
小腸機能障害	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級から3級までの各級		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症

【注意】平成28年度から同一障害区分において複数の障害(※)がある場合は、その合計等級で判定します(異なる障害区分(上肢不自由と下肢不自由など)間の合計等級については、これまでどおり適用対象外です。)

※ 身体障害者福祉法施行規則別表第5号「身体障害者障害程度等級表」に記載されている障害を指します。同一障害区分内で複数の障害を有する場合、身体障害者手帳には1つの障害名で記載されている場合があります。

(2) 精神・知的障害者

精神・知的障害者のために生計を一にする者または常時介護する者が運転する場合	
療育手帳	障害者手帳(精神障害者保健福祉手帳)及び自立支援医療受給者証(精神通院医療に係るものに限る。)
障害の程度④・A	障害等級1級

3. 減免の額

本来の税額と下記のいずれか小さい額を減免しますので、減免の額を超える税額については納税が必要です。

自動車税	45,000円 ○月割りで自動車税を課する場合には、45,000円に自動車税を課する月数を乗じて得た額を12で除して得た額になります。 ○自動車税のグリーン化に伴い重課されている自動車については、次のとおり読み替えます。 ・乗用車、キャンピング車又は三輪小型自動車の税率が適用されている自動車 51,700円 ・上記以外の自動車 49,500円
自動車取得税	課税標準額300万円に税率を乗じた額 ○障害者の方の利用のために必要な特別な仕様や改造に要した額があるときは、この金額を課税標準額300万円に加算します。

※前年度に減免を受けている自動車については、自動車税の税額が上記の額を超える方に超えた額の納税通知書（納期限：7月末日予定）を7月初旬に送付します（超えない場合は納税通知を省略します）。

4. 減免の手続

(1) 申請の時期等

《自動車税》

納期限前5日（土日、祝日の場合は翌日：平成29年度は5月26日）までに申請してください。ただし、登録に伴い月割りで課税される場合は、登録するときに同時に申請してください。

なお、家族等運転の方の継続申請の場合も、定期課税の納期限前5日（土日、祝日の場合は翌日：平成29年度は5月26日）までに申請が必要です。

《自動車取得税》

登録するとき同時に申請してください。

(2) 減免の申請に必要な書類等

ア 新規申請の場合

本人運転	・減免申請書 ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）及び自立支援医療受給者証（精神通院）	用途等についての福祉事務所長等の証明書（家族等運転の証明）
家族等運転	・自動車検査証又は軽自動車届出済証 ・運転免許証 ・印鑑	
改造自動車 で免許取得	・自動車取得額及び改造内容・経費を証する書類（自動車取得税減免の改造費加算を適用する場合に限る。）	自動車学校の在学・入校予定証明書（申請後6か月以内に運転免許証を提示）

イ 継続申請の場合（減免要件に変更がない場合に限る。）

本人運転	減免申請は不要
家族等運転	継続用減免申請書のみ

(3) 家族等運転の証明に必要な書類等

ア 必要書類

生計同一者運転	・証明願 ・世帯員全員の住民票及び常時介護者運転の場合の常時介護者の住民票（個人番号（マイナンバー）が記載されていないもの。なお、証明の申請先が下記イの①又は③のうち高松市保健所の場合、当該市町に住所の届出がされている方の住民票の提出を省略することができる場合がありますので、必ず事前に香川県県税事務所自動車税課（裏面参照）までお問い合わせください。）	自動車運行計画書 常時介護者の誓約書
常時介護者運転	・通院、通学、通所、生業又は日常生活等の使用状況を明らかにする証明（確認）書（「生業」又は「日常生活」の場合は、民生委員の証明（確認）になります。） ・運転免許証 ・身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）及び自立支援医療受給者証（精神通院） ・印鑑	

イ 申請先

- ①身体障害者手帳の交付を受けている方及び療育手帳の交付を受けている方は市の福祉事務所又は町の障害福祉担当課へ
- ②戦傷病者手帳の交付を受けている方は県庁の長寿社会対策課へ
- ③障害者手帳（精神障害者保健福祉手帳）の交付を受けている方は県の保健福祉事務所又は高松市保健所へ

お 願 い

次のような場合は、必ず運輸支局で登録をしましょう。

- ① 車を他人に譲渡あるいは下取りに出したとき ➡ 移転登録
 - ② 車の用途を廃止したり、スクラップにしたとき ➡ 抹消登録
 - ③ 住所や姓が変更になったとき ➡ 変更登録
- ※ ③の場合は、身体障害者手帳等や運転免許証等も変更しておきましょう。

自動車税についてのお問い合わせ先

○香川県県税事務所自動車税課

〒760-0068 高松市松島町1-17-28
電話 (087)806-0314 FAX (087)833-2388

○香川県県税事務所自動車税課（※自動車登録時の事務に関すること）

〒761-8023 高松市鬼無町佐藤20-10
電話 (087)881-3858 FAX (087)881-6443

○香川県総務部税務課 〒760-8570 高松市番町4-1-10

電話 (087)832-3067 FAX (087)862-0476
メールアドレス zeimu@pref.kagawa.lg.jp

香川県県税事務所（高松市松島町周辺図）



(広域図)

